

飛騨市ごみ焼却施設整備に係る  
基本方針等検討業務仕様書

令和4年4月

飛 騨 市

# 飛騨市ごみ焼却施設整備に係る基本方針等検討業務仕様書

## 【1】総則

### 第1節 業務の名称

飛騨市ごみ焼却施設整備に係る基本方針等検討業務

### 第2節 本業務の目的

飛騨市（以下、「本市」という。）が所有するごみ焼却施設としては、飛騨市クリーンセンターがある。

本業務は、本市の将来的なごみ焼却施設整備の方向性について検討を行うものである。

国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、2030年を目標とする「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）に係る取り組みを推進することとしている。本市においても、こうした社会情勢を踏まえて各種検討を進めていく必要がある。

### 第3節 適用範囲

本仕様書は本業務に適用する。

本業務の業務委託内容及び範囲については、「【2】業務内容」による。

### 第4節 関係法令等

本業務の履行にあつては、本仕様書及び契約書の他、関係法令、条例、規則、規定等に基づいて実施するものとする。

### 第5節 本業務の履行期限

契約締結日から令和5年3月27日まで

### 第6節 管理技術者の選任

- 1) 受託者は本業務の実施にあたり、管理技術者を選任し、本市に通知すること。
- 2) 管理技術者は、本業務に関する管理を行うものとする。
- 3) 受託者は、管理技術者は、技術士法で定める下記の資格取得後、5年以上を経過している者であること。
  - ・技術士法に基づく技術士（衛生工学部門—廃棄物関係）
  - ・技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門—衛生工学—廃棄物関係）

## **第7節 業務の履行**

- 1) 受託者は、本業務の実施にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等を用いるとともに、受託者のノウハウを発揮して業務を誠実に履行するものとする。
- 2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、本市と受託者との協議の上、受託者の責任において実施するものとする。
- 3) 本業務の履行に際しては、本市と十分な協議、調整を行い、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

## **第8節 資料の貸与**

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料はそのリストを作成の上で提出し、業務完了とともに返却するものとする。

## **第9節 秘密の保持**

受託者は本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

## **第10節 関係部局との協議**

環境省及び岐阜県庁担当部局等との協議を必要とするとき、または本市から協議への同行を求められたとき、受託者は誠意をもってこれにあたり、必要に応じ、関係部局との協議に同席し、本市を支援するものとする。

## **第11節 提出書類**

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出するものとする。

- 1) 業務着手届
- 2) 管理技術者届
- 3) 業務計画書
- 4) 業務委託工程表
- 5) 完了届
- 6) その他必要な書類

## **第12節 審査**

受託者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。

### **第13節 引渡し**

業務に審査に合格後、貸与した資料一式を返却し、本市係員の合格をもって本業務の完了とする。

### **第14節 疑義**

本仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が発生した場合、速やかに本市係員と協議し、意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

## 【2】業務内容

### 第1節 基礎調査

本市が所有する飛騨市クリーンセンターについて、その施設概要を整理するとともに、過去5年間のごみ処理量及び排ガス測定結果等を整理する。

#### 1. 飛騨市クリーンセンターの概要整理

飛騨市クリーンセンターについて、施設概要を整理する。

#### 2. 実績調査

飛騨市クリーンセンターについて、過去5年間のごみ処理実績、排ガス測定結果等を整理する。

##### 1) 基礎資料の収集及び整理

過去5年間における本市の実績等について整理する。

また、本市策定の一般廃棄物処理基本計画の将来計画（減量実施時の予測結果等）について、過去5年間の実績をもとに必要なに応じて見直すものとする。

ア 過去5年間のごみ排出量、処理量実績

イ 過去5年間の排ガス測定結果（計量証明書）

ウ 建設費、維持管理費、補修費の実績

（維持管理費、補修費は、過去5年間の実績を整理する。）

##### 2) 飛騨市クリーンセンターの将来計画の作成（依頼）

現時点における飛騨市クリーンセンターの維持管理に係る将来計画について整理する。

将来計画は、飛騨市クリーンセンターの設計、施工及び毎年の点検、定期補修工事を行っている事業者等へ技術資料として提出を依頼する。

##### 3) 飛騨市クリーンセンターの将来計画の検討

飛騨市クリーンセンターの状況を確認し、将来計画の妥当性について検討を行うとともに、必要に応じて、将来計画を提出した事業者へのヒアリング等を行う。

#### 3. 近隣自治体及び全国の施設整備状況

##### 1) 近隣自治体の整備状況

近隣自治体のごみ焼却施設の整備状況について把握する。

##### 2) 全国の施設整備状況

過去5年間の全国のごみ焼却施設の整備状況について実績を整理する。

##### 3) 関係法令、交付金及び補助金事業の要件等の整理

施設整備に係る関係法令、循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設整備交付金を含む）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金事業の概要、要件等について整理する。

## 第2節 方向性のケース設定

### 1. 施設整備の方向性のケース設定

基礎調査結果等から、施設整備の方向性のケースを設定する。

施設整備の方向性のケースは、飛騨市クリーンセンターの使用延長の可否を念頭におき、下記の4ケースを基本とする。

- ①飛騨市クリーンセンターの長寿命化
- ②飛騨市クリーンセンターの新設
- ③近隣自治体への処理委託
- ④民間事業者への処理委託

## 第3節 方向性のケースごとの検討

### 1. 施設整備の方向性のケースごとの整理

#### 1) 検討項目の整理

上記の4ケースごとに検討する項目を整理する。

また、4ケースごとのメリット、デメリットを定量的に設定する。なお、定量的な設定が困難な場合は定性的な設定とする。

#### 2) 検討項目の評価

検討項目の評価を行うとともに、4ケースごとの優先順位を設定する。

また、4ケースごとの特性や実現の可能性について整理し、具体的な課題とその対処方法を整理する。

### 2. 施設整備の方向性についての事業スケジュール（案）の設定

4ケースごとの事業スケジュール（案）を設定する。

### 3. 説明資料の作成支援

本業務の内容については、本市の内部協議で使用することを想定しているため、協議用資料について作成を支援する。

なお、本市の求めに応じ、本市の内部協議に同席し、本市を支援する。

#### 1) 想定回数

ア 本市の内部協議 5～6回

## 第4節 成果品

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) ごみ焼却施設整備に係る調査・検討報告書 | A4版10部 |
| (2) 成果品の電子ファイル          | 一式     |
| (3) その他必要なもの            | 必要数    |